

北東子(ソ)南長



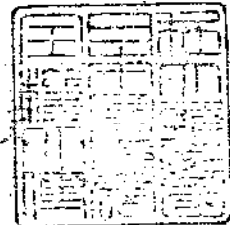
政 152

20140514168

外務大臣 殿

在 大 韓 民 國

金 山 大 使



在韓日市人遺骨について(火葬場関係)

1月6日付往信<sup>(政)</sup>第22号に因り

事件は、ソウル市火葬場が本年3月に  
移転する関係で、それまでには是非とも何ら  
かの解決方法を講ずる必要のある問題  
であるとする。その方法としては、<sup>大別して</sup>次の2つが  
考えられる。

(1) 本国に送還する。



これは従来から促進されて来た方針であり、本件遺骨奉安委員会の趣旨にも流うものと考えらるが、国内に遠当を引く手がない。若しくは十分組織されておる。等の原因で、未だ実現を見るに至っていないところ、この線に流って問題の解決をはかるためには、第一に日本側の受入れ団体及び受入先を確定すること。(個々の遺骨の identification は全く不可能なもので個人に引き引くという問題はなさない)

第二に是の在り方の争議的措置を講ずること(政府、民間のいずれかにおいて)、第三に最終的提案に基き韓国側と折衝の同意を得ること、が必要と考へられる。

2) 韓国側の遺骨の奉安問題

上記(1)の方法を早急に実施するにとも  
 困難である場合には、次善の策として、これ  
 は遺骨を韓国に回すこととする(これは  
 得ればソウル市又はその近郊の寺院に管理  
 と委任するにともない)に再考する  
 ことも一案と考えられる。これもともすれば遺  
 骨は旧日本人墓地より偶発的に発掘さ  
 れるものである。おまじは、この他、骨を埋  
 めるにともない、この遺骨に回すこととするに  
 ともない。第一に本省においてこの方法による  
 解決と同様の方針を決定せらるること、第二  
 に予想的措置を講ずること、第三に、韓国政  
 府の了承を得るとともに、具体的な場所  
 及び管理制を協議すること等と考へらる。

当方としては具保案にもとがき早急<sup>2</sup>に  
 韓国政府側と折衝<sup>方針を確定した</sup>を行なひ、<sup>2</sup>月<sup>末</sup>まで  
 に是非具保案件解決の~~見通しをたて~~見  
 と考るところ。上記二案とも御勅案の  
 上、本件解決の対応方針を早急に  
 決定賜りたく、所方の儀御座願  
 いたし。

なお、本件に付、館員に申東北  
 重州譯委に対し非公式に交渉せられたこと  
 あり、貴方は関係者等とも協議の上、所  
 の解決案を思案すべし、<sup>と</sup>管カす<sup>と</sup>述べらる  
 とともに、とりあつかひの感取と述べ、(1)の方向  
 自然であらう(在日韓国人遺骨<sup>注</sup>の件にも全政  
 に入らぬが、貴言とも是れとらるる) ~~御座~~  
 理案の旨とす。

述べている趣意が、この御号を以て  
てに申渡さる。

本信を送付先 釜山